

第3回農業委員会総会議事録

- 1 招集日 令和8年3月5日（木）
- 2 開会日時及び場所
令和8年3月5日（木） 午後2時02分
雲仙市役所別館3階会議室
- 3 閉会日時 令和8年3月5日（木） 午後2時52分
- 4 委員氏名

(1)出席者（14名）

2番 笠原 勝 3番 松尾 茂敏 5番 中川 實美 7番 前田 辰己
9番 田島 真一 10番 内田 弘幸 11番 栄木 正孝 12番 宮寄 芳守
14番 小田 伸吾 15番 小筏 正治 16番 山崎 正典 17番 坂本 博
18番 東 康敬 19番 林田 剛

(2)欠席者（2名）

1番 山崎富士子 13番 井出 真吾

5 議事に参与した者

事務局長 高木 謙次
次 長 内田 啓輔
参事補 福田かすみ

6 提出議案及び報告事案

日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 議案第11号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第3 議案第12号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4 議案第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5 議案第14号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取について
日程第6 議案第15号 土地改良事業に参加する資格について
日程第7 報告第3号 非農地通知の発出について

午後2時02分開会

○事務局長（高木 謙次君） 皆さん、こんにちは。それでは、令和8年第3回雲仙市農業委員会総会を始めたいと思います。

議事進行上、発言をされる場合は、挙手の上、議長が指名をしてからマイクを通して発言してくだ

さい。

また、携帯電話は音の出ない状態に設定くださいますようお願いいたします。

今回の議案の審議について事前にお断りいたします。農地法第3条第1項の規定による許可申請の中で、柴木正孝委員が関係者となっていますので、議事に参与することはできませんが、委員の意思により参考人として出席し、説明などのための発言は差し支えありません。また、ほかの案件についての意見を求めるため、最後の議決の際に退出していただくことでよろしいでしょうか。

また、本日は、井出委員、山崎富士子委員から欠席届が提出されております。

なお、本日の出席者は、法の規定による過半数に達しておりますので、会長に開会をお願いいたします。

○議長（林田 剛君） 改めまして、皆さん、こんにちは。まず最初に、先月突然のご逝去をなされた馬場保委員におかれまして、突然のことで皆さんちょっと本当にびっくりされたと思います。馬場保委員は、地域の自治会長、会議の会長並びにPTA、まして農業委員などとして地域にたくさん貢献されてきておられます。その馬場委員の功績に対して敬意を表するとともに、皆さんとともに改めてご冥福をお祈りしたいと思います。

皆さんも健康と日常の生活に十分注意されて、お過ごしいただければと思います。

それでは、着座して進めていきます。

ただいまから、令和8年第3回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。

まずは、議決事件の審議を行います。各委員の協力方、よろしくをお願いいたします。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規程第12条の規定により、14番、小田伸吾委員と15番、小筏正治委員、両委員を指名いたします。

これから議事に入ります。

日程第2、議案第11号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてから、日程第7、報告第3号、非農地通知の発出についてまでの議案5件、報告1件となります。

それでは、日程第2、議案第11号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○参事補（福田 かすみ君） 議案書2ページを御覧ください。

〔議案第11号の朗読〕

議案書3ページ、申請番号123番から148番までの26件の申請がっております。詳しくは別添1を御覧ください。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、東部調査会長から案件について説明をお願いします。

○委員（14番 小田 伸吾君） 議席番号14番、東部調査会長の小田です。

東部調査会分は、申請番号123番から131番です。

申請番号123番は、耕作できない県外の所有者から規模拡大のため譲り受ける案件です。

申請番号124番と125番は、同一の譲受人が規模拡大のため購入する案件。

申請番号126番は、耕作できない県外在住の所有者から耕作利便のため購入する案件。

申請番号127番は、耕作できない市外在住の所有者から耕作利便のため購入する案件です。

申請番号128番から130番は、社会福祉法人が通所者の農作業用地として利用するため借り受ける案件。

申請番号131番は、規模拡大のため購入する案件です。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

申請番号123番から131番について、ご質疑がありましたらお願いします。どうぞ。

○委員（10番 内田 弘幸君） 議席番号10番、内田です。126番ですけど、耕作利便のためであるんですけど、この現場見とつても、農地面積は島原市が多いけど、国見のこの近辺にはなかでしょうけど、なかけんここにも書いてなかとですけど、耕作利便のためなら近くに農地があるのかなって思ったとですけど、ちょっとすいません。

○議長（林田 剛君） 地元委員。

○委員（14番 小田 伸吾君） 議席番号14番、小田です。昨年かその前か、管理機構等で借りられたんですけど、イノシシも出るんですよと来たとき話をしたんですけど、直接借人に、電話で。そのときに、自分はもう関東のほうに住んで、何年か前、仕事柄イノシシの柵を作りよったそうなんです。イノシシについてはそういう技術じゃないけど、対応策は知ってる。距離的には、近いと思います。

この金額については、先ほど言ったように、ちょっともう中山間地域で西側は山だし、イノシシもあるし、金額的には妥当な金額じゃないかなということです。

○委員（10番 内田 弘幸君） 金額は、もうどうせ、そこの条件がいろいろあつてのことで、お互いでもうされとるんでしょうから、金額はあれとしても、利便性ってなつとったもんやけん、利便性ならもうちょっと近くに、国見とか雲仙市のあれで国見かどっかに農地があるなら、ここの議案書のほうの経営面積に入るはずけど、入つとうとは島原市のぐらいやつたもんやけん、これ利便性がなかとにねえと思ったもんですけん。分かりました。

○議長（林田 剛君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ほかにご質疑のないようですので、続きまして、中部調査会長から案件について

て説明をお願いします。

○委員（10番 内田 弘幸君） 議席番号10番、中部調査会長の内田です。

中部調査会分は、申請番号132番から137番です。

申請番号132番と133番は、規模拡大のため購入する案件。

申請番号134番は、市外へ転出する所有者から処分のため規模拡大農家が譲り受ける案件です。

申請番号135番は、親子間の贈与で後継者が譲り受け取る案件です。

申請番号136番は、耕作できない所有者から耕作利便のため購入する案件。

申請番号137番は、耕作できない所有者から規模拡大のため購入する案件です。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

申請番号132番から137番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会副会長から案件について説明をお願いします。

○委員（11番 栄木 正孝君） 西部調査会長の井出さんが欠席ですので、副の栄木が発表します。

西部調査会分は、申請番号138番から148番です。

申請番号138番は、農業を始めたいということで以前所有していた農地を現所有者から贈与してもらう案件です。

申請番号139番は、県外在住の叔父から耕作ができないため譲り受ける案件。

申請番号140番は、耕作できない所有者から耕作利便のため譲り受ける案件です。

申請番号141番は、県外在住の親戚でもある所有者から農業を始めるために、現在、耕作や保全管理等している譲受人が譲り受ける案件です。

申請番号142番から148番は、同一人が譲受人なので一括して審議しています。この案件は、規模拡大のため耕作放棄地も含めた7筆を譲受人が1枚の農地として整備し、購入して耕作しようとするものです。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号138番から148番について、ご質疑がありましたらお願いします。どうぞ。

○委員（18番 東 康敬君） 今、3条申請が審議をされとるわけですがけれども、あっせんで成立したのも、この3条申請の、こういう形で申請が上がるわけですか。

○議長（林田 剛君） 事務局、どうぞ。

○事務局次長（内田 啓輔君） そういうことになりますけども、今回は上がってないです。

○委員（18番 東 康敬君） それは、結局、税金の控除対象には、こういう形ではもうならんわけ
ですたいね。あっせんだけやったら行けるわけ。

○事務局次長（内田 啓輔君） あっせんを経由して3条申請していただければ、譲渡所得控除は受け
られます。

○委員（18番 東 康敬君） 最高で、それで800万まで。

○事務局次長（内田 啓輔君） そうです。

○議長（林田 剛君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ないようですので、ただいまから採決を行います。本案件につきましては栄
木委員が関係者ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項議事参与の制限に該当しますの
で、栄木正孝委員の退出を求めます。

〔栄木正孝委員 退室〕

○議長（林田 剛君） 議案第11号、申請番号123番から148番は、申請どおり許可することに
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

ここで栄木正孝委員の入室を求めます。

〔栄木正孝委員 入室〕

○議長（林田 剛君） 続きまして、日程第3、議案第12号、農地法第4条第1項の規定による許可
申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○参事補（福田 かすみ君） 議案書10ページを御覧ください。

〔議案第12号の朗読〕

議案書11ページ、申請番号23番から24番の2件の申請となります。詳しくは別添2に御覧く
ださい。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、中部調査会長から案件について説明をお願いします。

○委員（10番 内田 弘幸君） 議席番号10番、中部調査会長の内田です。

中部調査会分は、申請番号23番と24番です。

申請番号23番について、申請地は農振白地、10ヘクタール以上の農地の集団の中にある農地で
第1種農地と判断しました。申請目的は農家住宅用地です。第1種農地ですので原則としては転用で
きない農地ですが、例外規定の既存集落に接続していることから許可に関して特に問題ないものと思
われます。高規格道路に収用された農地の残地を利用し既存住宅を建築し直して、既存宅地を農業用

で使用する広さを確保する案件です。

申請番号24番について、追認申請となります。申請地は農振白地、10ヘクタール未満の農地の集団の中にある農地で第2種農地と判断しました。20年以上前から宅地の一部として使用していることで追認許可の条件を満たしていることから、許可に関して特に問題ないものと思われます。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号23番から24番について、ご質疑がありましたらお願いします。どうぞ。

○委員（16番 山崎 正典君） 議席番号16番、山崎です。第1種農地で住宅を建てられたり建てられなかったりするのはどういう基準で許可が出たり出なかったりするののか。

○議長（林田 剛君） 事務局。

○事務局長（高木 謙次君） 基本的に1種農地であれば個人住宅等は建てることはできません。ただ、1種農地であっても、周りに集落等があって、その集落と隣接する場合であったりする場合には許可が例外規定で可能となります。住宅に関しては。

○議長（林田 剛君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ほかにご質疑がないようですので、議案第12号、申請番号23番から24番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、申請どおり決定することとします。

続きまして、日程第4、議案第13号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○参事補（福田 かすみ君） 議案書12ページを御覧ください。

〔議案第13号の朗読〕

議案書13ページ、申請番号38番から42番の5件の申請がっております。詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、東部調査会長から案件について説明をお願いします。

○委員（14番 小田 伸吾君） 議席番号14番、東部調査会長の小田です。

東部調査会分は、申請番号38番から39番です。

申請番号38番について、申請地は農振白地、10ヘクタール以上の農地の集団の中にある農地で第1種農地と判断しました。申請目的は一般個人住宅です。第1種農地ですので原則としては転用できない農地ですが、例外規定の既存集落に接続していることから許可に関して特に問題ないものと思

われます。

申請番号39番について、申請地は農振白地、瑞穂支所から300メートル以内にある農地で第3種農地と判断しました。申請目的は自宅からの雨水を既存水路に接続するための水路を整備することです。許可に関して特に問題ないものと思われま。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号38番から39番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長から案件について説明をお願いします。

○委員（10番 内田 弘幸君） 議席番号10番、中部調査会長の内田です。

中部調査会分は、申請番号40番から41番です。

申請番号40番について、申請地は農振白地、10ヘクタール以上の農地の集団の中にある農地で第1種農地と判断しました。申請目的は一般個人自宅及び通路用地です。第1種農地ですので原則としては転用できない農地ですが、例外規定の既存集落に接続していることから許可に関して特に問題ないものと思われま。

申請番号41番について、申請地は農振白地、住宅が連担している中にある農地で第3種農地と判断しました。申請目的はハウスメーカーによる建て売り住宅3戸です。近隣に住宅を建築して売買した実績もあることから許可に関して特に問題ないものと思われま。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号40番から41番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会副会長から案件について説明をお願いします。

○委員（11番 栄木 正孝君） 議席番号11番、西部調査会副会長の栄木です。

西部調査会分は、申請番号42番です。

申請番号42番について、申請地は農振白地、10ヘクタール未満の集団の中にある農地で第2種農地と判断しました。申請目的は進入路用地です。過小な面積で不整形な土地で農地としても利用価値が低く、許可に関し特に問題ないと思われま。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号42番について、ご質疑がありましたらお願いします。どうぞ。

○委員（16番 山崎 正典君） この42番なんですけど、これだけ残ってって、道取られて、ですよ。そのときに、もっとこの全部を取ってくれて、これだけ残してもどうすることもできんけん、もっと取ってくれていって市に取ってもらえるっていうことはできないんですか。だって、これだけ残ってももう困るとやないですか、逆に。持ち主。

○議長（林田 剛君） 事務局。

○事務局次長（内田 啓輔君） 相談もできるところもあるかもしれませんが、基本的には、道路の幅員、影響幅しか買収はされないというふうに聞いております。

○委員（16番 山崎 正典君） これだけ残しても畑で使えない。（発言する者あり）かもしれんですね。

○事務局次長（内田 啓輔君） ちょっと当時の状況がどうなのか分かりませんが、買うてくださーいと言わっさんやったのか、言うたけど買われなかったのかはちょっと確認できませんが、基本的には、最近はまだ影響幅しか買い上げしないということで聞いてるところです。

○議長（林田 剛君） ほかにご質疑ございませんか。どうぞ。

○委員（10番 内田 弘幸君） 10番、内田です。進入路用地ってなっとなっけど、どこに進入していくのか。

○事務局次長（内田 啓輔君） 丸木さんの自宅の進入路ということで、購入。もう少し広く求めたいということと、さっきもありましたけど、もうどうしようもないんで買うてくれんかっていうようなところも含まれてるのかなと。（発言する者あり）

○委員（10番 内田 弘幸君） これは、しかし256には通られるとですか。畑の256のあちらのしか通れんの、進入路の、さっきの256。

○事務局次長（内田 啓輔君） 下からは行けんですね。上から、たしか。（発言する者あり）現在地が傾斜、この道路を傾斜もありますし、車も結構そこそこ通るようなところでありまして、できるだけうちの敷地に入りがしやすいようになっていうことで、そういうところもあって進入路ということで申請をされてるようです。

○委員（10番 内田 弘幸君） 山崎委員のいうごと、全部このすぐ上なら、ここはやっぱ市道やろけん、できれば市が買うとけばよかった。（発言する者あり）

○議長（林田 剛君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ほかにご質疑がないようですので、議案第13号、申請番号38番から42番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、申請どおり決定することとします。

続きまして、日程第5、議案第14号、農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○参事補（福田 かすみ君） 議案書15ページを御覧ください。

〔議案第14号の朗読〕

議案書16ページ、整理番号1番から、議案書36ページ、整理番号33番です。この促進計画（案）について、意見等ございましたらお願いします。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、各委員さん、質問等ありましたらお願いします。どうぞ、内田委員。

○委員（10番 内田 弘幸君） 10番の内田ですけど、6番の今、18ページ、下から2つがこう消したとき、こん借賃じゃろ何じゃろは幾らになっとうかね。

○議長（林田 剛君） 事務局。

○事務局次長（内田 啓輔君） 賃借料は、そのまま20万のままでございます。その削除しました2筆を入れる、入れんでよかつとに入れてしまっったということで、上の2つの781—14と20だけで20万ということでお聞きしています。

○議長（林田 剛君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ないようですので、議案第14号、農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取については、特に意見なしと報告することとします。

次に、日程第6、議案第15号、土地改良事業に参加する資格について、事務局、説明をお願いします。

○参事補（福田 かすみ君） 議案書37ページを御覧ください。

〔議案第15号の朗読〕

議案書38ページ、資料は別添4を御覧ください。吾妻町の湯田川・大塚川地区において、土地改良事業が実施されるに当たり、土地改良法第3条に基づく、土地改良事業に参加する資格、いわゆる所有者または耕作者であるかどうかを、農漁村整備課から照会のあった表中の左端、3条資格者欄の参加者について承認を行うものです。

今回の議案は、令和7年11月に承認された案件ですが、市内の土地改良区が合併し、令和8年2月に雲仙市土地改良区として新たに発足したことにより、その組織に編入するために、改めて3条資格を取り直すものです。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、各委員さん何かありましたらお願いします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ないようですので、第15号は原案どおり承認することに決定します。

次に、日程第7、報告第3号、非農地通知の発出についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○参事補（福田 かすみ君） 議案書50ページを御覧ください。

〔報告第3号の朗読〕

議案書51ページの受付番号15番から17番の3件です。受付番号15番から17番については、本人から申請があったため、令和8年1月に現地確認後、非農地通知を発出したものです。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、各委員さんからただいまの報告について何かありましたらお願いします。どうぞ、内田委員。

○委員（10番 内田 弘幸君） この非農地通知の発出があつてんです。農地パトロールばするじやなかですか。その中で、赤でも何でも出とらんやつたつていうことですか。これに関しては。

○議長（林田 剛君） 事務局。

○参事補（福田 かすみ君） そうです。農地パトロールでは、赤判定がされていなかったところになります。

○委員（10番 内田 弘幸君） それは、農地パトロールばちゃんとしとらんけん。

○委員（14番 小田 伸吾君） 16番については、もう最初からここ農地じゃないなつてもう全然意識はしてませんでした。17番についても、基盤整備に残された川、向こうの山の裾だったんです。もうここも本当に見て、畑とか田とか判断できるようなところじゃないので、パトロールのときに見過ごしてました。（発言する者あり）

○議長（林田 剛君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ないようですので、お諮りします。本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これを持ちまして、議決事件の審議は全て終了しました。どうもありがとうございました。

午後 2 時52分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年 3月 5日

議 長

署名委員

署名委員